

Q 1日分の年休請求を時季変更権で半日単位又は時間単位にすることができますか

A 年次有給かは原則として1日単位での取得となっています。

半日単位や時間単位の年休は、労働者が半日又は時間単位による取得を請求した場合（時間単位の場合は労使協定が必要）において、労働者が請求した時季に半日又は時間単位により年次有給休暇を与えることができるものです。

したがって、時季変更権を行使する場合は、日単位の請求はもとより、半日単位、時間単位も日単位で変更しなければなりません。